

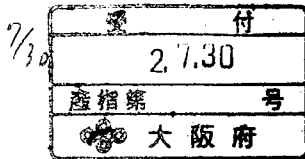
様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 15日

大阪府知事 様



提出者

住所 大阪市中央区本町四丁目1番13号

氏名 株式会社竹中工務店大阪本店  
執行役員本店長 丁野 成人

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 06-6252-1201

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 竹中工務店 大阪本店
事業場の所在地	大阪市中央区本町4丁目1番13号
計画期間	令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	347,900百万円
③ 従業員数	2,249人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	廃石綿等→管理型処分場に埋立処分 または 中間処理施設にて熔融処理、残渣を管理型処分場に埋立 廃酸・廃アルカリ→中間処理施設にて中和処理等

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社生産本部

↓  
大阪本店安全環境部 (安全環境部長)↓  
大阪本店安全環境部 (環境グループリーダー)↓  
工事現場管理責任者 (産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物管理責任者)

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (平成31年度) 実績】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	10.0 t	5.7 t
	(これまでに実施した取組) ・工法の改善		
②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	排出量	8.0 t	4.5 t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取り組みを維持、推進していく。		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃石綿類は他の廃棄物と混ざらないように専用の袋に2重梱包する。 ・廃酸・廃アルカリについては回収時の打合せを確実にし、地下浸透や風散しないようにする
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の取り組みを維持、推進していく。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃石綿			
177.6 t	t	t	t

②計画

廃石綿			
142.1 t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃石綿			
- t	t	t	t

②計画

廃石綿			
- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃石綿			
- t	t	t	t
- t	t	t	t

②計画

廃石綿			
t	t	t	t
t	t	t	t

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成31年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	10 t	5.65 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	5.65 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。			



(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

廃石綿			
- t	t	t	t

②計画

廃石綿			
- t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃石綿			
177.6 t	t	t	t
65.7 t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t
- t	t	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	廃酸	廃アルカリ
	全処理委託量	8.0 t	4.5 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	8.0 t	4.5 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・竹和会登録業者からの選定を基本とする。</li> <li>・竹和会登録業者からの選定ができない場合、可能な限り優良認定処理業者から認定する。</li> <li>・電子マニフェストの導入を推進しているため、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。</li> <li>・再生利用、熱回収が可能である廃棄物については、再生利用業者、熱回収業者へ処理委託する。</li> <li>・委託先処理業者には、定期的に現地確認を実施する。</li> </ul>			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和元年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	189.65 t	
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組等)		
	電子契約可能な運搬会社に切り替えていくよう取り組み中（但し建設業の場合は様々な異なった種類の廃棄物が遠隔地で急ぎよ発生するため、全ての特別管理産業廃棄物の品目について、許可を持った電子マニフェスト作成可能な収集運搬会社に依頼するのは困難な状況である）。		

②計画

廃石綿			
142.1 t	t	t	t
52.6 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画

t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にとっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。